

人権教育研修



大分県人権啓発
イメージキャラクター
こころちゃん

講師を派遣します！

派遣対象

①**教育機関**（幼稚園、小学校、中学校、高等学校等）における、児童生徒・教職員対象の講座や研修会

②**社会教育関係団体**（PTA、高齢者団体、女性団体等）及び**公民館**等主催の講座や研修会
※市町村事業の講座や研修会は対象外

派遣講師・講演内容について

大分県人権問題講師団 令和8年度登録講師 55人

- ▶講師名や各講師が対応できる講演内容やテーマ等詳細については、別紙「大分県人権問題講師団一覧」をご参照ください。
- ▶講演の形式（講義形式や参加型形式等）については、各講師にご相談ください。
- ▶講演を録画して他の研修会での視聴や貸出による視聴、インターネット上へのアップロード等の二次使用はできません。

講師謝金・交通費について

【上記 派遣対象①②の場合】

県が派遣に係る費用を負担します。主催者側の負担はありません。

※ただし、過去2年間（R7・R6）に本事業の活用実績がある場合は、県による費用の負担ができません。

講師の紹介をいたしますので、主催者側で費用をご負担ください。

【その他の場合（市町村が主催する事業の講座や研修会の場合）】

講師の紹介のみとなります。

※主催者側で、講師派遣に係る費用をご負担ください。

〔申込手順〕 必ずご確認ください！

流れ・項目	申請者（講演会主催者）が行うこと	人権教育・部落差別解消推進課
①講師確認	大分県教育庁人権教育・部落差別解消推進課HP にアップされている「大分県人権問題講師団一覧」を見て、ニーズに合った講師を確認する。	
②仮申込	大分県教育庁人権教育・部落差別解消推進課に 電話で問合せ（仮予約） を行い、希望講師の連絡先を確認する。 ※個人情報の取扱いに注意	■仮予約の受付 ※過去2年間の 県費による派遣 実績の有無を確認
③講師承諾	講師に「希望開催日時・参加者・依頼内容」等を伝え、 講師本人の承諾を得る 。	
④申請	【1ヶ月前まで】 講師派遣申請書(別紙様式1)を人権教育・部落差別解消推進課に提出する。 (大分県電子申請・メール送付可)	■申請書受理・確認
	■申請書受領後は、事務局が記載内容の確認を行い申請者へ受領済みのご連絡をします	■講師へ依頼状を発送
⑤事前連絡	【1～2週間前】 講師と最終打合せを行う ・講演テーマ ・準備物(パソコン等の機器、資料) ・会場 ・会場入り時刻	
⑥研修実施	研修実施	※講師の取組視察のため、事務局員が講演を聴講させていただく場合があります。
⑦報告書	【研修実施後、1週間以内】 報告書(別紙様式2)等を、人権教育・部落差別解消推進課に提出する。 (大分県電子申請・メール可) ※アンケート、感想、写真等も可能であれば提出ください。	■報告書受理・確認 ■講師へ旅費謝金の支払い

〔問合せ先・提出先〕大分県教育庁人権教育・部落差別解消推進課 人権教育推進班
〒870-8503 大分市府内町3丁目10番1号
TEL 097-506-5555 / FAX 097-506-1799
Mail a31910@pref.oita.lg.jp

【電子申請もご活用ください！！】

★申請書提出

<https://ttzk.graffer.jp/pref-oita/smart-apply/apply-procedure/2767703476074006158>

★実施報告書提出

<https://ttzk.graffer.jp/pref-oita/smart-apply/apply-procedure/2837258572563173288>